

## (令和8年度) 立川市認証保育所等 利用者負担軽減補助金のご案内

### ○補助金の概要

認証保育所、企業主導型保育施設を月極めでご利用の保護者の方に、毎月お支払いいただいた保育料の範囲内で補助金を交付します。

### ○対象となる方

補助金の対象となるのは、次のすべてに当てはまる保護者の方です。

- ・ お子さんが立川市に住民登録している方
- ・ お子さんが月の初日時点で、認証保育所・企業主導型保育施設※に入所している方
- ・ お子さんを現に監護し、保育料の納入義務を負っている方
- ・ 施設と月極め契約を結び、月額保育料を納入している方

※企業主導型は原則「認可外保育施設指導監督基準を満たしている旨の証明書」の発行を受けた施設に限る。

### ○申請について

令和8年4月～令和9年3月の補助金を申請してください（転入・途中入園の方は対象月から）。

《市内の施設》 入所している施設で、必要書類の配布と回収をしています。

《市外の施設》 保育課へ問い合わせの上、郵送または直接、保育課にご提出ください。

#### ★必要書類

○「認証保育所等利用者負担軽減補助金交付申請書（第1号様式）」…1枚

○【0-2歳児:第2子以降】令和7年1月2日以降に市外から転入の場合「課税・非課税証明書」…詳細裏面

### ○申請期日、補助金交付予定日等

補助金は、次の期別ごとに「3か月分の補助金額」を一括してお支払いいたします。

年 度	令和8年度			
	第1期	第2期	第3期	第4期
補助対象月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
申請期日	○〔第1期から補助対象の方〕 令和8年6月末 ○〔途中入所の補助対象の方〕 各期の月末（第2期9月末、第3期12月末、第4期3月末）			
支払予定日	令和8年8月末日	令和8年11月末日	令和9年2月末日	令和9年5月末日

※書類の不備や訂正等によりお支払いが遅くなることがありますので、あらかじめご了承ください。

### ○補助金額について

$$\text{保育料} - \text{施設等利用費 (無償化対象者)} = \text{対象経費}$$

対象経費と「補助上限月額」を比べて低い額が補助金額(月額)となります。

#### 補助上限月額

0-2歳児クラス	第1子	38,000円
	第2子以降	
3-5歳児クラス	第1子	40,000円
	第2子以降	

#### ※第1子、第2子以降について

当該認証保育所等の在籍有無を問わず、世帯の中で扶養しているお子さんを上から順に「第1子、第2子…」と数えます。

#### 施設等利用費（無償化対象者）

立川市から「保育の必要性の認定」を受けている児童について（この補助金と別に、事前手続きが必要です）

- ① 0-2歳児クラス（住民税非課税世帯）…………… 利用料 月額上限 42,000円まで無償化
- ② 3-5歳児クラス …………… 利用料 月額上限 37,000円まで無償化

※企業主導型の場合は内容が異なります。各園にてご確認ください。

**○補助金額の例** ※施設等利用費(無償化分)を引いた保育料を提示されている場合、その額との比較になります。

- 例① 保育料 70,000 円/0-2 歳児/無償化なし/第 1 子 : 対象経費 70,000 円 > 上限月額 38,000 円  
例② 保育料 54,000 円/0-2 歳児/無償化あり/第 2 子 : 対象経費 12,000 円 < 上限月額 38,000 円  
例③ 保育料 60,000 円/3-5 歳児 無償化あり/第 1 子 : 対象経費 23,000 円 > 上限月額 20,000 円  
例④ 保育料 68,000 円/3-5 歳児 無償化あり/第 3 子 : 対象経費 31,000 円 < 上限月額 40,000 円

**○よくある質問**

**Q 0-2 歳児クラスの場合、課税・非課税証明書は必ず提出しなければいけませんか？**

A 立川市への転入等により住民税の情報が確認できない場合に提出をお願いすることがあります。転入時期により、必要となる税証明の年度が異なるため、立川市保育課にご確認ください。ただし「施設等利用費(無償化)認定等で、保育課に証明提出済」のときは、省略できる場合があります。

**Q 市外の施設や認定こども園が設置している保育所は、この補助金の対象となりますか？**

A お子さんが立川市に住民登録していて、その保育所が「東京都認証保育所」または「基準を満たす証明を受けた企業主導型保育施設」であれば対象となります。証明を受けていない企業主導型保育施設や、その他の認可外保育所は対象外です。

**Q 父親の名義で施設と契約をしていますが、実際には母親が保育料を支払っているため、母親名義の口座に補助金の振込み先を指定することはできますか？**

A 指定できます。書類の申請者、請求者及び口座名義人をすべて母親のお名前でご記入ください。

**Q 補助金の振込先を「子ども名義の口座」にすることはできますか？**

A お子さんの名義の口座を指定することはできません。

**Q 補助金の振込先口座を変更することはできますか？**

A 同一申請者の口座であれば変更できます。必要書類を郵送しますので、保育課にご連絡ください。当初の申請者以外の方の名義の口座へ(父から母へ等)変更することは、原則できません。

**Q 月の途中で施設に入所しましたが、補助金はいつから対象となりますか？**

A 月の途中で施設に入所した場合、その翌月の月額保育料から補助金の対象となります。

**Q 市外に引っ越しの予定がありますが、補助金はいつまで対象となりますか？**

A 月の初日現在、立川市に住民登録があった月までが補助金の対象となります。

**Q 申請後引っ越しをして住所が変わりましたが、手続きは必要ですか？  
申請後離婚をして名前が変わりましたが、手続きは必要ですか？**

A 当初の申請内容から入所施設や住所、氏名、申請月数、申請額等に変更が生じた場合は、変更申請が必要となります。必要書類を郵送しますので、保育課にご連絡ください。

**Q 申請後離婚をして子どもを引き取ったのですが、補助金の受取人を変更できますか？**

A 通常、受取人の変更はできませんが、個別の事情がある場合は、保育課にご相談ください。

【令和8年5月1日まで】〒190-8666 立川市泉町 1156-9 立川市役所保育課(市役所1階 22 番窓口)  
【令和8年5月7日以降】〒190-0022 立川市錦町 3-2-26 子ども未来センター内 保育課  
TEL 042-523-2111(内線1324)

※保育課は令和8年5月7日より、上記のとおり窓口移転します。代表電話・内線番号は変更ありません。